江東区が抱える福祉課題について

江東区社会福祉協議会

1. 回答欄(自由記述)

1 組織について

① 江東区の地域福祉関係所管部署について

地域福祉計画策定を機に、地域福祉関係を所管する部署ができることを望む。

② フォーマルサービスのコーディネーター設置

「役所のどこに相談したらいいのかわからない」「たらいまわしにされた」「役所に 行っても一向に解決しない」という声を依然として耳にする。

分野ごとに縦割りになっている行政サービスに横串を入れるためには、複雑且つ複合化した問題を抱える住民に伴走し、課題を紐解きながら、課題ごとにサービスに結び付けていくコーディネーターもしくは、こうした機能を果たすセクションの設置が必要と考える。

③ 相談・手続きについて

福祉制度が多様化したことで、必要な手続きが多くなり、どこに何を相談し手続きすればいいかわからなくなる方がいる。

④ データベースの共有について

世帯を丸ごと支援する必要がある場合、現状では相談窓口が対象者毎、サービス毎に分散しているために、支援から漏れてしまう場合が生じる。また、支援チームが編成されても、マンパワーが不足し支援者が忙しい現状では、支援会議(情報共有、課題検討)が必要最低限となってしまう。関係者によるデータベースの共有が望まれるが、個人情報等の課題がある。

2 福祉人材の確保・育成について

① ボランティア参加者減少への対応

特に有明地区、豊洲地区、白河地区の協力会員登録が少なく、利用会員のニーズ に応えられないことがある。他方、ふれあい・ファミサポを通じて別のボランティ ア活動を知り、複数の活動に並行して参加している方も少なくない。地域住民が自 分に合った活動に参加できるよう、情報を得やすくする仕組みがあるとよい。

② ボランティア登録者の減少並びに高齢化

10代、20歳代の登録者は減少傾向にあり、また60歳から65歳代の登録者も減少傾向にある。また、高齢に伴い登録更新を辞退する方も増加している。

③ 児童・生徒のボランティア福祉体験学習導入(実施)校の減少

パラリンピック関連や、ユニバーサルデザイン等に学校側の興味・関心が移っており、更に上記に関係する授業実施については、教育委員会からの助成があるとのこと(教育委員会が奨励している)である。

その他、これまで福祉体験学習を行ってきた総合授業の時間を英語の授業にあて ている学校もある。

④ 養護者側に支援が必要な場合の対応について

養護者側にも支援が必要なケースであって本人たちが支援を望まない場合、支援者が長期間こまめな訪問により、信頼を得て支援につないでいかなければならない。このような場合、マンパワーが不足し緊急度の高いケースを優先している現状では、支援が行き届かないことが生じている。特に、支援の必要な養護者が制度に当てはまらない場合、支援のキーパンソンがおらず積極的な支援につながらないことがある。

⑤ 支援者不足について

判断能力が低下した人の意思を尊重し、権利を護る(意思決定支援や身上保護)には支援関係者による丁寧なかかわり、支援会議、情報共有、課題検討等が持てる体制が必要であるが、支援者が多忙なため必要最小限の支援に限られてしまう。

また、高齢の親が障害の子を世話していたり、引きこもりの子が高齢の親を看たり、高齢者が認知症の配偶者となんとか生活を維持しているなどの場合であっても、支援者の介入を望まないケースがある。現状では、世話をしている者の入院や死去により、生活が成り立たなくなった状態で、ようやく支援に入ることができるようになっている。支援を望まないケースに介入する際には積極的なアウトリーチが必要であり、マンパワーの確保が課題である。

⑥ 支援者の高齢化等について

支援を必要とする世帯や単身者の早期発見や生活支援員の確保には地域関係者による協力が必要であるが、現状では地域関係者の高齢化や限られた方が役割を掛け持ちしている等の課題がある。

3 地域のつながりの什組みづくりについて

① 町会・自治会構成員等の高齢化について

江東区は、昔ながらの下町気質が色濃く残り、お互い様・お節介など人情に厚い 地域である。現在も、町会・自治会組織が確立しており、地域住民と行政等の架け 橋ともいえる役割を担っている。

しかしながら、社協の会員会費を取り上げてみても、構成員の高齢化に伴う担い 手不足や、会員数の減少、また戸別集金なども負担であるとの意見がある。

町会・自治会の組織を維持しつつ、支え合い活動等を行う新たな(緩やかな)組織づくりが必要であると考える。

② 実質的な地域活動に結び付ける人材育成

地域福祉活動を支える人材の不足は深刻である反面、地域では「何かやりたい」と希望する住民に多く出会う。区が実施している地域デビューを後押しするセミナーや講習会等に参加した人材が、具体的な地域活動に上手く結び付いていないと感じる。具体的な地域活動に結び付ける事業の工夫が必要と考える。

③ 多世代を対象にした交流の場作りの支援

地域共生社会の実現に向け地域には、そこに住む多世代が交流することのできる 居場所作りが求められているが、こうした取り組みへの補助や助成等の支援が不足 している。対象が子ども、高齢者、あるいは障害者という縦割りの区分であればそ れぞれに活用できる施設の提供や各種助成の支援を受けられるが、多世代や多対象

1

の取り組みについての支援が少ない。こうした取り組みを後押しすることが必要と 考える。

④ 高齢者や障害者、外国人等への情報提供の強化

高齢者や障害者、外国人などは情報を集める力が弱く、情報不足により不利益が 生じたり、孤立を深めたりすることにつながる恐れがある為、情報発信の方法に工 夫が必要である。

⑤ 引きこもりや孤立化について

就職が決まらない、途中で仕事を失い新たな職が見つからないなど、働けないでいる若年層が増えている。就労できない期間が長くなればなるほど社会との接点も薄くなり、親族や友人とも疎遠となり、引きこもりや孤立化につながってしまう。

4 福祉サービス全般について

① 狭間のケースへの対応

生活上の支援が必要な状態でも、年齢的に介護保険の対象とならない方(特定疾病もない方)や、障害者手帳もない方が利用できるサービスが少ない。サービス対象となるまで、ふれあいサービス等のボランティアによるサービスだけで支えていくのは困難である。

② 精神障害や育児不安の強い方、外国人、多胎児家庭など様々な家庭への支援

ファミサポでも上記のような利用会員のお子さんへの支援を行っているが、同時 に保護者や家庭全体へも何らかの支援が必要だと思われるケースが多い。また、各 家庭の状況や困りごとも多様化している。従来行われてきた支援とともに、「みず べ」をさらに活用するなどして、専門職や地域のボランティアなど、幅広い支援者 が柔軟に関わることができる場があるとよいのではないか。

③ 22 時までの保育サービスの拡充

保護者の仕事を理由とした 22 時までの保育の希望は多い(しかしファミサポでは対応できる協力会員が少ない)。区内にも 22 時までの延長保育を行っている認証保育園はあるが、練馬区で実施されているトワイライトステイのようなものが区内にあると、助かる家庭が多いのではないか。

④ 障害分野における8050問題、親なき後の問題

障害のある我が子を高齢の親が苦労しながら介護するケースが増えている。家庭内に他者が入ることを拒む為、必要なサービスを利用しない、障害年金が家庭の生計を支えとなる為、障害者本人の入所を家族が拒む事例もある。地域で孤立し、困難な状況の中で不適切な対応が行われる可能性もある為、相談支援体制の充実が必要である。

⑤ 区内の障害者福祉サービスの不足

障害者本人も家族も、住み慣れた土地で過ごしたいという気持ちが強い中、区内のグループホームやショートステイは常に満杯に近い状況である。移動支援などについても、なかなかヘルパーが見つからない状況がある為、区内の障害者福祉サービスの充実が必要である。

⑥ 経済的困窮者の増加について

無年金又は年金が少ない方で経済的困窮を訴える高齢者世帯が多くなっている。

⑦ 必要な情報の周知について

福祉サービスが多様化・複雑化しており、サービスの対象となる人に必要な情報 が確実に周知出来ていない。

⑧ 成年後見制度について

判断能力が低下し、日常の金銭管理支援が必要となった場合に利用できるサービスが限られている。特に、単身者が緊急で入院した場合などの手続き支援、金銭管理、生活支援については要望が大きい。成年後見制度については、現状では、利用しなくて済むなら利用したくないという方も多い。

5 災害時について

① 災害ボランティア・センター(サテライトも含む)設置場所について

災害ボランティア・センターの設置場所について、高齢者総合福祉センター一箇所のみの想定となっており、50万人都市である本区の復興支援に到底機能するものではないと考えられる。

通常、災害による被害が広域な場合、支援活動がスムーズに行える様、被害の大きい地域にサテライト(支所)の設置を行うが、江東社協は地区社協や校区社協(ブランチ)を設けていないため、サテライトの設置場所を持っていない。

また、高齢者総合福祉センターについても、資材・機材を保管する場所が無いことや車両にて支援活動に訪れたボランティアの受け入れに必要な駐車場のスペースが無いことなど、課題が山積となっている。

② 災害時における要配慮者への支援体制の充実

発災時には、地域の災害協力隊が要配慮者の安否確認を行い、要配慮者の避難については区内の福祉施設等が二次避難所を開設し受入を行うことになっている。しかし、協力隊や施設職員も被災するような大災害の場合は、その機能を十分に果たせない可能性がある為、事前対策が必要である。

2